

IFRS News

Special Edition

IFRS第9号(2014年)

September 2014

IFRS第9号「金融商品」が完成

数年にわたる開発期間を経て、IASBは、IFRS第9号「金融商品」(2014年)の公表によって、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」を置き換えるプロジェクトを完了しました。

本IFRSニュース特別号では、新基準の要求事項を皆様に十分にご理解頂けるように説明しています。本基準を構成する個々の章すべてを取り上げていますが、特に、2014年7月に追加された以下の章に焦点を当てています:

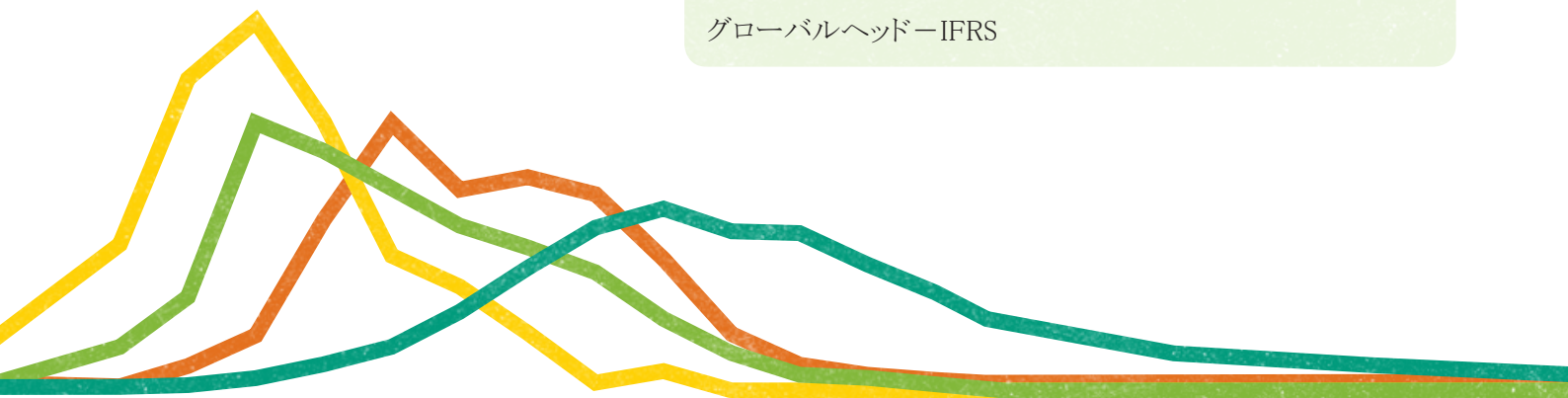
- ・ 予想信用損失
- ・ 改訂された分類及び測定の要求事項

IFRS第9号(2014年)では、金融商品に関する会計処理の規定を根本的に書き換えています。新しい金融資産の分類アプローチが導入されており、信用を失っていた発生損失減損モデルは現在、より将来予測的な予想損失モデルに置き換えられています。これはすべて、2013年末に私どもが報告したヘッジ会計に関する主要な要求事項に追加されるものです。

2018年1月1日というIFRS第9号の強制発効日はまだ先の話に思われるかもしれませんが、企業の皆様は新基準の影響を今から評価し始めることを強くお勧めします。報告利益に対する影響はもちろんのこと、多くの企業は追加的なデータを収集、分析し、システムの変更を実施する必要があるでしょう。

本IFRSニュース特別号は、新基準の要求事項並びに新基準がもたらす便益及び課題についての概要を説明することによって、皆様がこうした評価を行う際の助けとなると思われます。

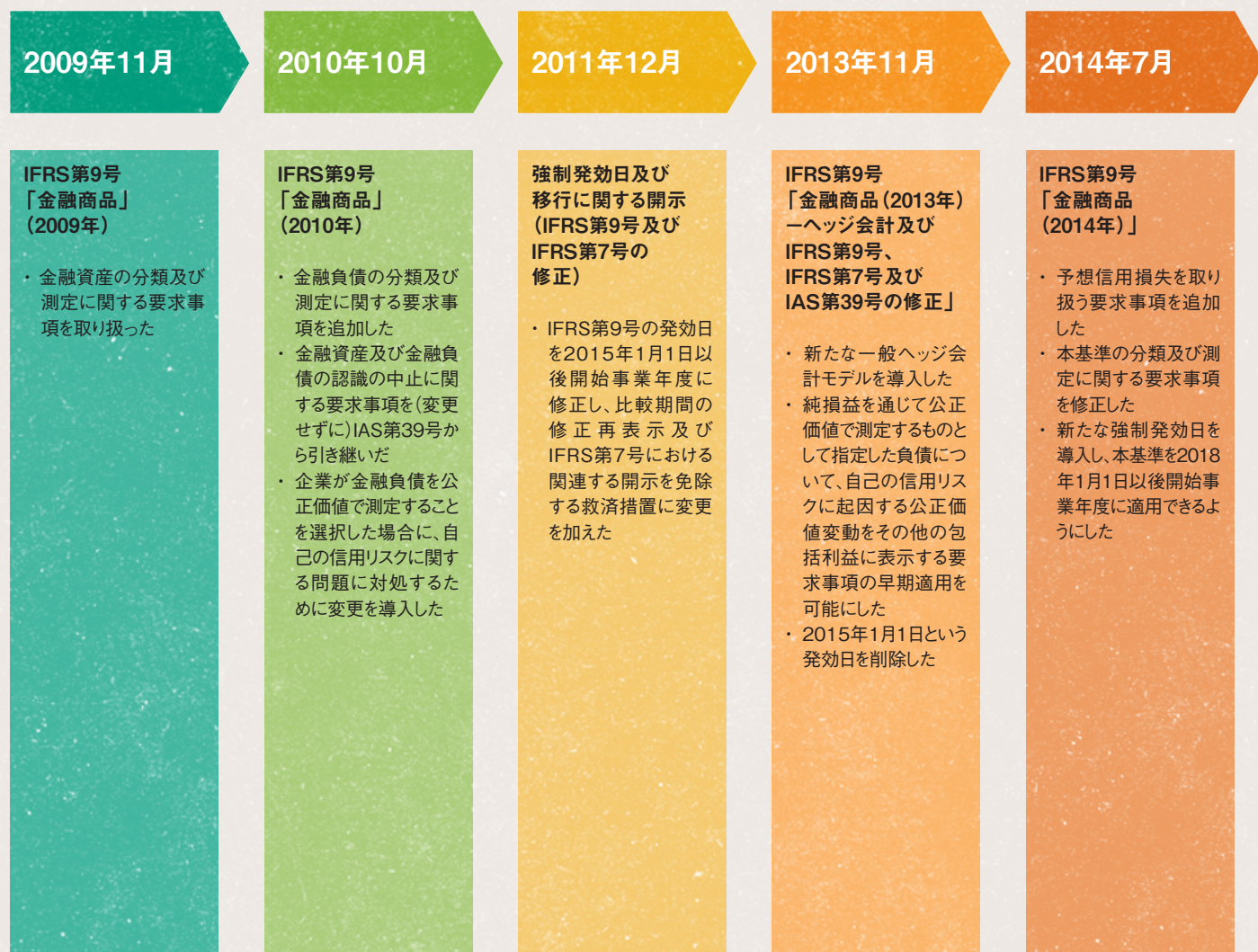
Andrew Watchman
グローバルヘッドーIFRS



背景

IFRS第9号により、金融商品の認識及び分類を取り扱う従前の基準であるIAS第39号が置き換わります。

IASBは、2007年から2008年にかけての世界的な金融危機の余波を受け、IAS第39号に対する強い批判に対処して当該基準を置き換えることを決定しました。最初の重要な節目は、金融資産の新たな分類及び測定 of 要求事項 (IFRS第9号 (2009年)) が公表された2009年11月でした。当時は、残りの要求事項も続いてすぐに公表されると考えられていました。複雑で論争の多い対象となる事項の性質を考慮すると、意外でもありませんが、IFRS第9号の完了はさらに5年近くかかりました。時系列は、本基準の経緯及び本基準に対して行われたさまざまな変更や改訂について示しています。



IFRS第9号(2014年)の構成

こうした段階的な完了を考慮に入れて、IFRS第9号は複数の章に分けられていました。次の表は、各章の内容及びIAS第39号との比較について要約しています。変更が重大な領域の詳細については、以下のページで説明しています。

番号	章のタイトル	IAS第39号との比較	詳細
1.	目的	- IAS第39号に含まれていた目的を発展させている。 - IFRS第9号(2014年)では、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するにあたって、目的適合性のある有用な情報を表示することに関して、その目的を説明している。	該当なし
2.	範囲	- IFRS第9号(2014年)の適用範囲は、IAS第39号の適用範囲とほぼ同一である。 1つの相違点は、ローン・コミットメントはすべて、IFRS第9号(2014年)の減損の要求事項の範囲に含まれるということである。IAS第39号では、一部のローン・コミットメントをその範囲から除外しており、IAS第37号に基づき会計処理することを要求している。	13ページを参照
3.	認識及び認識の中止	IFRS第9号の要求事項は、IAS第39号を大きく変更せずに織り込んだものである。	12ページを参照
4.	分類		
	4.1 金融資産の分類	- IAS第39号の測定区分を次の3つの区分に置き換える。 - 公正価値 - その他の包括利益を通じて公正価値 - 償却原価	4ページから10ページを参照
	4.2 金融負債の分類	IFRS第9号の要求事項はIAS第39号の要求事項とおおむね同じである。ただし、企業が自身の負債を公正価値で測定することを選択した場合には、IFRS第9号では現在、企業自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益に表示することを要求している。	11ページを参照
	4.3 組込デリバティブ	- 負債である主契約について、組込デリバティブの分離に関する要求事項はIAS第39号の要求事項と類似している。 - しかし、資産である主契約について、IFRS第9号における分類の要求事項は混合(ハイブリッド)金融商品全体に適用される。	5ページを参照
	4.4 分類変更	- IFRS第9号では、企業が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合にのみ、金融資産の分類変更を認めている。 - 金融負債の分類変更は認められていない。	10ページを参照
5.	測定		
	5.1 当初測定	IAS第39号と類似している。	該当なし
	5.2 金融資産の事後測定	事後測定は、IFRS第9号における異なる分類及び予想信用損失の要求事項により、IAS第39号とは異なる可能性がある。	
	5.3 金融負債の事後測定		
	5.4 金融資産の償却原価の測定		
	5.5 予想信用損失	より将来予測的な情報を使用するために、IAS第39号の減損の要求事項と比較して、根本的な変更が行われている。	13ページから17ページを参照
	5.6 金融資産の分類変更	新しい要求事項は、IFRS第9号の異なる分類の要求事項を反映している。	
	5.7 利得及び損失	新しい要求事項は、IFRS第9号の異なる分類の要求事項を反映しているが、IAS第39号と実際は類似している。	
6.	ヘッジ会計	- 次の事項を行うために、根本的な変更を行っている: - ヘッジ対象項目とヘッジ手段項目の両方の適格性を拡大する - ヘッジ有効性を判定するにあたり、より原則主義的なアプローチを導入する	18ページ及び19ページを参照
7.	発効日及び経過措置	- IFRS第9号(2014年)は、2018年1月1日から適用される。 - 経過措置は、本基準の複雑性を反映している。	21ページから23ページ

金融資産の分類及び測定

IAS第39号の中でも、金融資産の分類及び測定は、金融危機の間に最も批判を受けた領域の一つでした。

そのため、当初の2009年のIFRS第9号を公表する際に、IASBは意識的に努力して測定区分を2つのみ(公正価値と償却原価)にすることによって、金融資産の会計処理における複雑性を低減しました。しかし、2つだけの測定区分は、極端に鋭い境界線を生じさせ、多くの企業が金融資産を管理する方法を反映できないというコメントを受けて、新たなカテゴリーが、IFRS第9号(2014年)が公表された2014年7月に追加されました。

分類

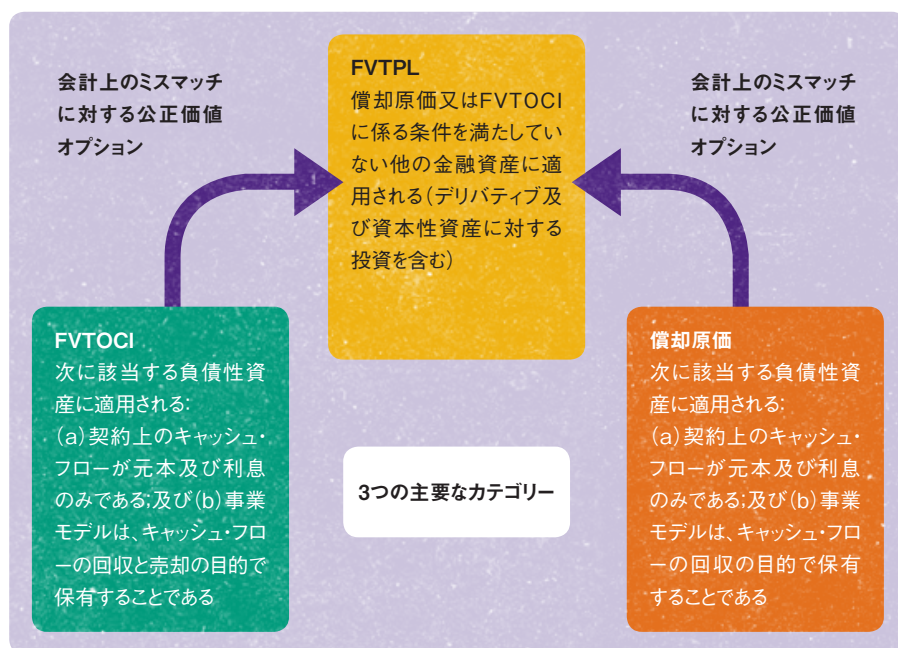
IFRS第9号では、各金融資産は、次の3つの主要な分類カテゴリーのうちの1つに分けられます:

- ・ 償却原価
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値(FVTOCI)
- ・ 純損益を通じて公正価値(FVTPL)

分類は次の両方の項目によって決定します:

- 金融資産の管理に関する企業の事業モデル(「事業モデルの評価」)
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性(「キャッシュ・フロー特性の評価」)

次の図は、3つの主要なカテゴリー、並びに事業モデル及びキャッシュ・フロー特性がどのように該当するカテゴリーを決定するのかを概観しています:



さらに、IFRS第9号には、企業が、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを認める選択肢及び資本性金融商品に対する投資を特別な「資本性－FVTOCI」カテゴリー（9ページをご覧ください）に分類する追加の選択肢が含まれています。

実務上の留意点－IFRS第9号及び組込デリバティブ

IFRS第9号では、主契約が本基準の適用範囲に含まれる資産である場合には、混合契約の構成要素である組込デリバティブをその主契約から分離するというIAS第39号の要求事項を削除しています。代わりに、IFRS第9号の分類の要求事項が、混合（又はハイブリッド）の商品全体に適用されます。その結果、IAS第39号に従った組込デリバティブを含む、多く（すべてではない）の金融資産は、IFRS第9号のキャッシュ・フロー特性の要件を「満たさない」こととなります。したがって、当該金融資産全体は公正価値で分類されます。

組込デリバティブを含む主契約である金融商品が、金融負債であるか又はIFRS第9号の適用範囲に含まれない（例えば、財又はサービスを売買するための大半の契約）場合には、企業は、組込デリバティブを分離する必要があるかどうかを判定しなければなりません。こうした判定を行う際のIFRS第9号のガイダンスは、IAS第39号からそのままIFRS第9号に引き継がれています。

事業モデルの評価

IFRS第9号では、金融資産がどのように管理されているのか、及び契約上のキャッシュ・フローの回収又は金融資産の売却（あるいはその両方）によって、どの程度のキャッシュ・フローが生じるのかという観点で、「事業モデル」という用語を使用しています。本基準では、そうした2つの「事業モデル」を明確に定義しています：

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有することを目的とする事業モデル（「回収のための保有」）。
- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方によって、特定の目的を達成するために資産が管理されている事業モデル（「回収及び売却のための保有」）

金融資産の管理に関する企業の事業モデルは以下の事項に該当します：

- ・ キャッシュ・フローの生成のために、金融資産がどのように管理されているのかを反映している。
- ・ 企業の経営幹部が決定を行っている。
- ・ 個々の商品に関する経営者の意図には左右されない（金融資産のグループが、特定の事業目的を達成するためにどのように一緒に管理されているのかを反映した、より高い集計したレベルに基づいている）。

実務上の留意点－複数の事業モデルか？

企業は、金融商品の管理に関して複数の事業モデルを有している場合があります。例えば、企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために管理している投資ポートフォリオとトレーディングで公正価値変動を実現させるために管理している別のポートフォリオとを有している可能性があります。また、本基準では、場合によっては、企業が資産をどのように管理しているのかを反映するために、資産のポートフォリオをサブ・ポートフォリオに分ける必要があることも考えられると指摘しています。例えば、企業が、住宅ローン債権のポートフォリオを有しており、契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該債権の一部を管理している一方で、近いうちに、そのポートフォリオ内の他の債権を売却することを目的としている場合があります。

全体的にみれば、金融資産の管理に関する企業の事業モデルは、事実の問題であり、通常は、企業が事業モデルの目的を達成するために行っている特定の活動を通じて観察できます。本基準では、当該事業モデルは、すべての関連性のある客観的な証拠を考慮して決定すべきことを強調しています。この場合に考慮しうる要因には、次の事項が含まれます：

- ・ 当該業績がどのように評価され、企業の経営幹部にどのように報告されるのか
- ・ リスクが事業モデルの業績にどのように影響を与えるのか及びそのリスクがどのように管理されるのか
- ・ 事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬が、管理している資産の公正価値又は回収される契約上のキャッシュ・フローを基礎としているのかどうか）

事業モデルの決定には、企業の将来における活動に関する予想が含まれますが、企業が発生するとは合理的に予想していないシナリオに基づくべきではありません（例えば、「最悪の場合」又は「ストレス・テスト」といったシナリオは、当該モデルを決定する際には除外されます）。

回収のために保有する事業モデル

キャッシュ・フローが、金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することによって実現するかどうかを判断する際には、次の事項を考慮する必要があります。

- ・過去の期間における売却の頻度、価値及び時期
- ・当該売却の理由
- ・将来における売却活動に関する予想

しかし、売却自体が事業モデルの決定的要因ではないため、単独で考慮すべきではありません。この場合、企業は、金融商品のすべてを満期まで保有する必要はありません。むしろ、過去の売却に関する情報及び将来の売却に関する予測は、金融資産を管理する企業の目的がどのように達成されるのか(特に、キャッシュ・フローがどのように実現されるのか)についての証拠となります。

回収と売却のために保有する事業モデル

企業は、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルを有しているかどうかの決定に際して、判断を行使する必要があります。これは、当該事業モデルで発生するはずの売却の頻度又は価値についての閾値がないためです。

実務上の留意点—キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという事業モデルと整合しうる売却:

- ・資産の信用リスクの増大による売却(金融資産の信用度は、企業が契約上のキャッシュ・フローを回収する能力と関連性があるため)
- ・売却が金融資産の満期近くに行われ、売却による収入が残りの契約上のキャッシュ・フローに近似する場合

しかし、比較的確実に言えることは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルと比較して、この事業モデルは、通常、売却の頻度及び価値が高いということです。これは、金融資産の売却が、事業モデルの目的の達成と不可分なものであり、付随的なものではないためです。

こうした種類の事業モデルと整合しうるさまざまな目的があります。例えば、事業モデルの目的は、日常的な流動性ニーズを管理すること、特定の金利の利回りプロファイルを維持すること、あるいは金融資産のデュレーションを、これらの資産に資金供給する負債のデュレーションと一致させることである可能性があります。

その他の事業モデル(純損益を通じて公正価値で測定する分類となる)

金融資産は、それを保有している事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデル又は契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって達成されることを目的とする事業モデルではない場合には、純損益を通じて公正価値で測定されます(ただし、資本性金融商品への投資に関する選択についてはご注意ください)。IFRS第9号は、次に該当する場合を含め、当該モデルに係るいくつかの例を挙げています:

- ・企業は、金融資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現する目的で当該金融資産を管理している。
- ・企業は、金融資産のポートフォリオを公正価値に基づいて管理、業績評価している。
- ・売買目的保有の定義を満たす金融資産のポートフォリオは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているものではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方の目的で保有されているものでもない。

キャッシュ・フロー特性の評価

償却原価の区分又はFVTOCIの区分の分類についての2つ目の条件は、「元本と利息の支払のみ」(SPPI)の判定といわれるものです。本要求事項は、金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じるというものです。

実務上の留意点—資産担保ローン及びSPPIの判定

場合によっては、キャッシュ・フローが元本と利息の支払のみであるかどうかを判定することは比較的小易となります。例えば、10%の利息からLIBORのようなベンチマーク金利の2倍に等しい調整額を控除した利息を支払う債券には、明らかにレバレッジが含まれており、そのため、本判定を満たしません。しかし、より複雑なシナリオでは、資産の保有者は、分類しようとする金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払であるかどうかを判定するにあたり、特定の原資産又はキャッシュ・フローを「検討(ルック・スルー)する」ことが必要となる場合があります。そのような場合の例として、シニア・トランシェに劣後するノンリコース・ローン又は資産担保ローンが含まれる場合があります。

こうした判定を行う目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値です。「利息」は、次の項目への対価です。

- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 特定の期間における元本残高に関する信用リスク
- ・ 他の基本的な貸付のリスク及びコスト
- ・ 利益マージン

SPPIである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な貸付契約と整合しています。

基本的な貸付契約に関連していない契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティに対するエクスポージャー（株価又はコモディティ価格の変動に対するエクスポージャーなど）を組み込んでいる契約条件は、SPPIの判定を満たしません。同様に、レバレッジが増大する契約は、レバレッジが契約上のキャッシュ・フローの変動性を増大させ、その結果、契約上のキャッシュ・フローは利息としての経済的特徴を有さないことになるため、SPPIの判定を満たしません。

貨幣の時間価値への対価

利息の要素が時の経過のみに対して対価を提供しているのかどうかを評価するにあたり、企業は、判断を適用し、金融資産の表示されている通貨及び金利が設定されている期間などの関連する要因を考慮します。

場合によっては、貨幣の時間価値の要素は改変されている可能性があります（例えば、資産の金利が特定の短期金利及び長期金利の平均値に定期的に改定される場合）。そのような場合には、企業は、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみを表すのかどうかを判定するために当該改変を評価しなければなりません。この場合の目的は、割引前の契約上のキャッシュ・フローが、貨幣の時間価値の要素が改変されなかった場合に生じるであろう（割引前の）キャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）とどのように異なるかを判定することにあります。これは、定性的評価を行うことによって可能となる場合もありますが、より複雑なケースでは、定量的評価が必要となると考えられます。

実務上の留意点—政府が設定した金利

一部の法域では、政府又は規制当局が金利を設定しています。その結果、貨幣の時間価値要素の目的が、時の経過のみに対して対価を提供することではない場合があります。しかし、IFRS第9号の通常の要求事項にもかかわらず、本基準では、「元本と利息の支払のみ」の判定を行う目的上、規制金利は、時の経過とおおむね整合しており、基本的な貸付契約と整合しない契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティに対するエクスポージャーを生じない対価を提供している場合には、当該規制金利は貨幣の時間価値の要素についての代用数値とみなさなければならないと示しています。

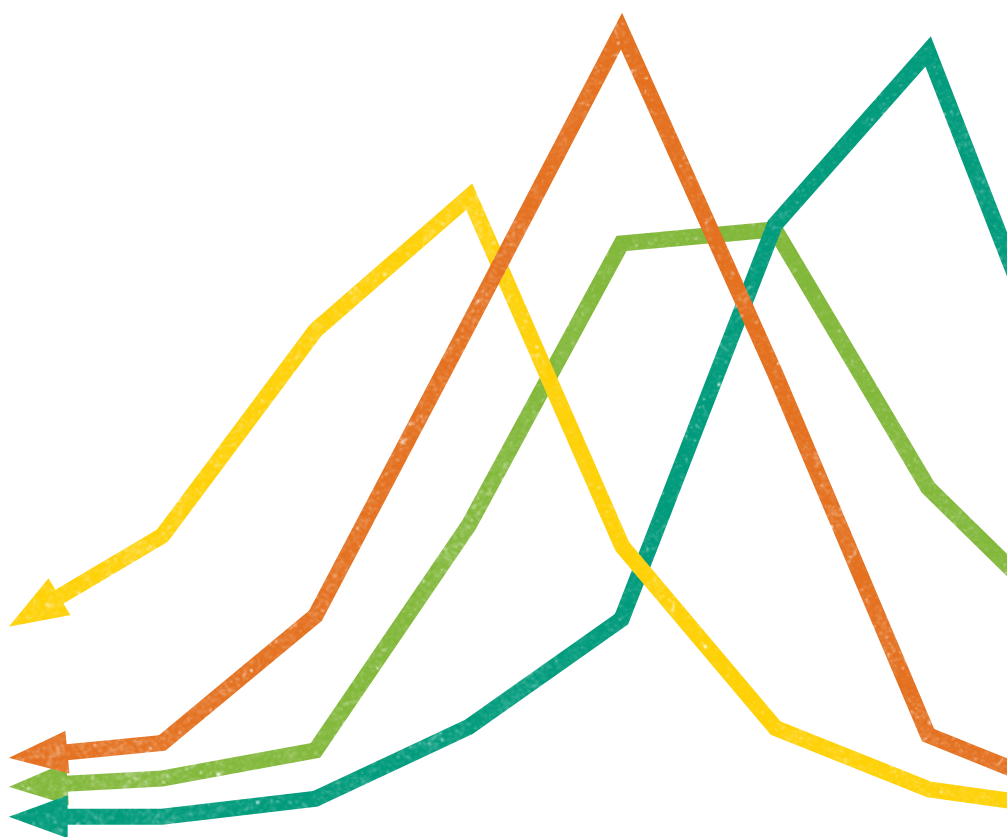
実務上の留意点—SPPIの判定の例

SPPIの判定を満たす商品の例:

- ・ キャッシュ・フローが完全に固定されるか、利息が変動利率であるか、又は固定及び変動の組合せの場合の一定の満期日を有する商品
- ・ 元本と利息が当該商品が発行された通貨のインフレ指数に連動している（レバレッジのない）場合の一定の満期日を有する債券
- ・ 借手が市場金利を選択することを継続的に認めている、一定の満期日を有する変動金利の商品
- ・ キャップが定められた変動型の市場金利を支払う、一定の満期日を有する債券
- ・ 担保で保全されているフル・リコース・ローン

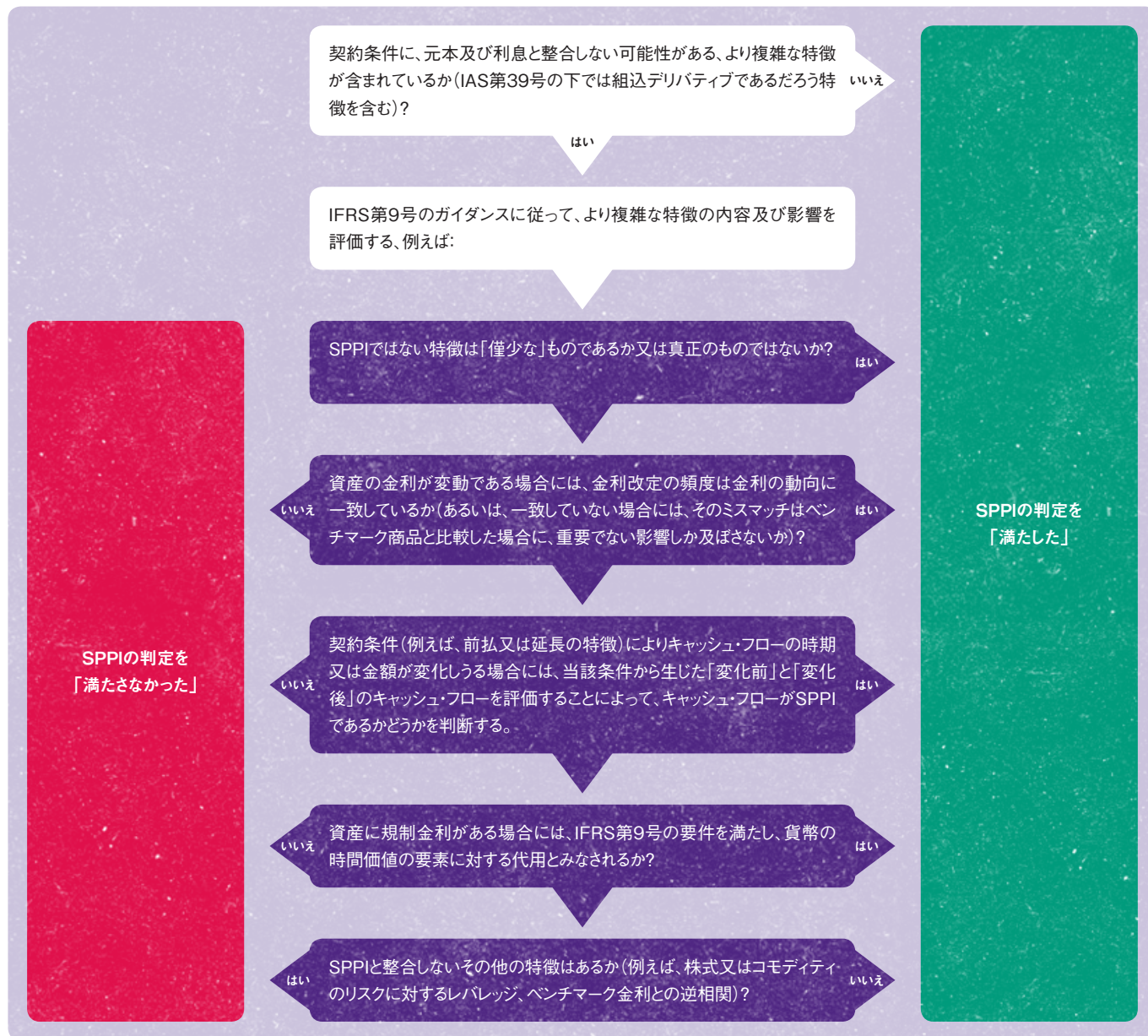
SPPIの判定を満たさない商品の例:

- ・ デリバティブ
- ・ 資本性金融商品への投資
- ・ 転換社債
- ・ 逆変動金利を支払うローン
- ・ キャッシュ・フローが資産の価格又は指数に基づいている商品



SPPI判定の実施

上述のとおり、IFRS第9号では、SPPIの判定に関する広範なガイダンスが提供されています。SPPIの概念は、基本的な貸付契約である商品を識別するというものです。しかし、本基準では、一部(すべてではない)の基本的ではない特徴がSPPIの判定を満たすようにする効果を持つ、多くの実務上の便宜及び救済措置を設けています。次の図は、資産がSPPIの判定を満たすかどうかを評価するプロセスの概要を示しています。



選択的な分類

資本性金融商品に対する投資についてのFVTOCIの選択（「FVTOCI指定の資本性金融商品」）

さらに、企業は、売買目的保有ではない及び企業結合における取得企業の条件付対価ではない、資本性金融商品への投資の公正価値の事後的な変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができます。

また、負債性金融商品についてのFVTOCI区分（及びIAS第39号の売却可能区分）とは異なり：

- ・その他の包括利益に認識した利得及び損失は、事後的に純損益に振り替え（「リサイクリング」とも呼ばれる）られない。ただし、利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。
- ・FVTOCI指定の資本性金融商品は、減損処理を行う必要がない。

上記の選択を行う場合には、配当は、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、依然として純損益に認識します。

公正価値オプション

IFRS第9号には、IAS第39号の「公正価値オプション」を改変したバージョン（すなわち、場合によっては、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する選択肢）が含まれています。

企業は、当初認識時に、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができ、そうでなければ、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後的に測定されます。ただし、このような指定を行えるのは、指定しない場合に生じるであろう「会計上のミスマッチ」を除去又は大幅に低減する場合に限ります。

実務上の留意点—相場価格のない資本性金融商品に対する投資

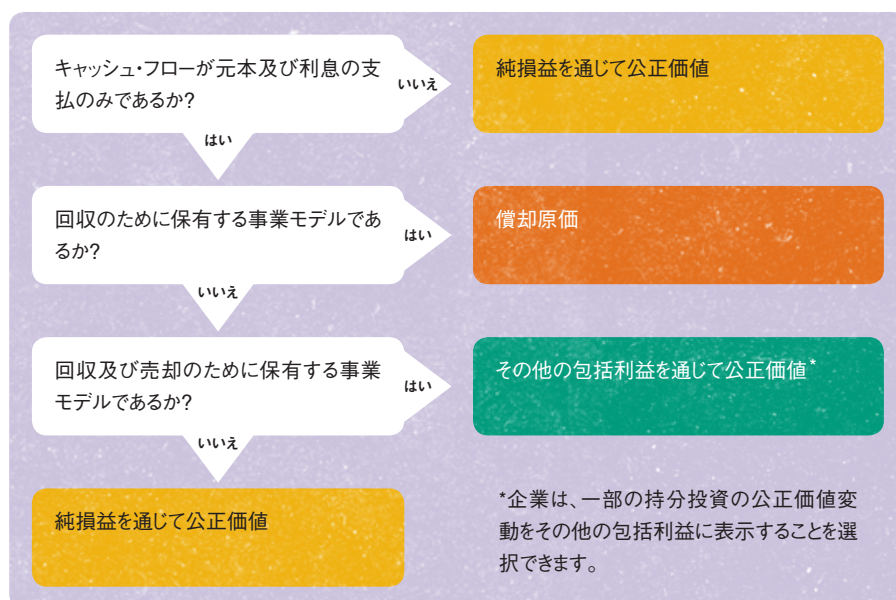
IAS第39号とは異なり、IFRS第9号では、資本性金融商品への投資を、市場相場価格がなく、公正価値が信頼性をもって測定できない場合には、取得原価で測定することは認められていません。

IFRS第9号では、当該投資を公正価値で測定するよう要求していますが、限定的な状況において、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合があるとしています。本基準では、取得原価が公正価値を表さない可能性のある兆候を列記しています。

例えば、企業は、保険契約に基づく負債を有しており、その測定が現在の情報を組み込むものであって、それに関連すると企業が考えている金融資産が、指定をしなければその他の包括利益を通じて公正価値又は償却原価のいずれかで測定されることとなる場合には、公正価値オプションを利用できます。

分類モデルの要約

次の図は、IFRS第9号の金融資産に係る分類モデルについて示しています：



会計処理及び表示

右表は、IFRS第9号の分類カテゴリーに適用される会計処理及び表示の要求事項についての概要を示しています。

分類変更

IFRS第9号では、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合に、かつその場合のみ、金融資産を分類変更することを要求しています。

企業の事業モデルの変更は、企業が事業を行う方法を大幅に変更した場合にのみ生じるため、極めて稀にしか起こらないと予想されます。こうした変更は、企業の上級経営者が判断し、外部当事者に対して実証できるものでなければなりません。

IFRS第9号では、次の事項は、事業モデルの変更に該当しないことを明確にしています：

- ・ 特定の金融資産に係る意図の変更
- ・ 金融資産に関する特定の市場の一時的な消失
- ・ 異なる事業モデルを有する企業内の部門間での金融資産の移転

測定区分	貸借対照表の会計処理	包括利益計算書
償却原価	・ 償却原価 ・ 減損引当金	・ 純損益に表示した以下の項目： - 実効金利法で計算した金利 - 当初の減損引当金及びその後の変動
FVTOCI	・ 公正価値	・ OCIに表示した公正価値の変動 ・ 純損益に表示した以下の項目： - 実効金利法で計算した金利 - 当初の減損引当金及びその後の変動（OCIに表示した仕訳の相殺を行う） - 為替差損益 ・ 認識の中止又は分類変更時に純損益へ組み替えた公正価値利得又は損失の累計額
FVTPL	・ 公正価値	・ 純損益に表示した公正価値の変動
FVTOCI指定の 資本性金融商品	・ 公正価値	・ OCIに表示した公正価値の変動 ・ 処分時に純損益に組み替えられない ・ 純損益に認識した配当（ただし、そうした配当が明らかに投資原価の一部回収である場合を除く）

実務上の留意点—影響の評価

新基準では、分類についてのより原則主義のアプローチが導入され、IAS第39号の資産に係る組込デリバティブの要求事項が削除されています。これは、金融商品の会計処理における複雑性を低減する際の助けとなるでしょう。しかし、企業は、IAS第39号の範囲に含まれるすべての金融資産の分類を再検討する必要があり、短期的には、適用にかかる労力は相当なものになる可能性があります。

企業の財政状態及び報告利益に対する影響に加えて、情報システムの変更が必要となるかもしれません。金融商品の定義は非常に幅広いため、ほとんどの企業が影響を受けると予想されます。企業の金融資産が通常の営業債権及び銀行における預金に制限されている場合であっても、ある程度の影響を受けると考えられます。

金融負債の分類及び測定

2010年10月に、IASBは、金融負債の分類及び測定に関する要求事項を組み込むためにIFRS第9号を修正しました。IAS第39号の要求事項の大半が、変更されずにIFRS第9号に引き継がれました。しかし、企業が金融負債を公正価値で測定することを選択する場合の自己の信用リスクに関する論点を取り扱うために変更が行われました(下記をご覧ください)。

要求事項の大半が維持されている

IAS第39号では、ほとんどの負債は償却原価で測定されるか、又は主契約(償却原価で測定される)と組込デリバティブ(公正価値で測定される)とに分離されます。売買目的保有の負債(すべてのデリバティブ負債を含む)は、公正価値で測定されます。これらの要求事項が維持されています。

実務上の留意点—影響評価

自己の信用リスクについての会計処理を変更するIASBの決定は、IAS第39号により直感に反した結果が生じていたと多くのコメント提出者が考えていた問題に対処しています。

また、金融負債の会計処理に関する他の特徴の大半を維持するという決定は、財務諸表の作成者に支持されるでしょう。しかし、その結果、IFRS第9号における金融負債の要求事項は、資産に係る分類及び測定の新たな原則(負債の組込デリバティブに関する規定の維持を含む)とは全く異なることになります。

自己の信用リスク

金融負債についての公正価値オプションに関する要求事項は、自己の信用リスクを取り扱うために変更されました。企業が自己の負債を公正価値で測定することを選択する場合には、IFRS第9号では現在、企業自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益に表示するよう要求しています。この変更は、財務面での困難に直面している会社が、自身の負債を低下したコストで買い戻せるという理論上の能力に基づいて、利得を従前は認識できたという、直感に反した方法に対処するものです。

新たな要求事項に対する唯一の例外は、負債の信用リスクの変動の影響によって純損益における会計上のミスマッチが創出又は拡大される場合であり、その場合には、当該負債におけるすべての利得又は損失は純損益に表示されます。

2013年11月に、IASBは、IFRS第9号を修正し、これらの変更が金融商品の他の会計処理を変更する必要なしに単独で適用することを認めました。

一部のデリバティブ負債の公正価値測定に対する例外の削除

IFRS第9号では、活発な市場における相場価格のない資本性金融商品に連動していて、かつ、そうした商品の引渡しによって決済されなければならないデリバティブ負債についての公正価値測定に対する例外を削除しています。IAS第39号では、そうしたデリバティブが信頼性をもって測定できない場合には、取得原価で測定することが要求されていました。IFRS第9号では、それらを公正価値で測定するよう要求しています。

分類変更

IFRS第9号は、企業が金融負債を分類変更することを禁止しています。

金融資産及び金融負債の認識の中止

2010年10月に、金融資産及び金融負債の認識の中止についてのIAS第39号の要求事項が変更されずにIFRS第9号に組み込まれました。

IASBは、当初、IAS第39号の認識の中止に関する要求事項を変更しようと考えていました。しかし、2010年の夏に、この戦略を見直し、本領域におけるIAS第39号の要求事項は金融危機の間にうまく機能したと結論付けました。そのため、IAS第39号の認識の中止に関する要求事項は変更されずにIFRS第9号に組み込まれました。一方、新しい開示要求は、IFRS第7号「金融商品：開示」の修正として2010年10月に公表されました。

実務上の留意点—金融負債の条件変更

IFRS第9号では、金融負債の条件変更に対処する方法に関するIAS第39号の要求事項を維持しています。これらの要求事項（従来はIAS第39号の第40項に含まれていました）に基づいて、金融負債の条件変更は次のとおり会計処理しなければなりません：

- ・ 大幅な変更は、現存する金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない「消滅の会計処理」)
- ・ 大幅でない変更は、現存する金融負債の調整として会計処理しなければならない「条件変更の会計処理」)

上記の要求事項に従うにあたり、新たな条件によるキャッシュ・フローの現在価値（純額での支払手数料又は受取手数料を含む）が、現存する金融負債の残りのキャッシュ・フローの現在価値と10%以上異なる場合に、変更は常に大幅となります。

資産の保有者の会計処理

IFRS第9号は、IAS第39号と同様、債務リストラクチャリングが、資産サイドにおいて認識の中止に係る事象として取り扱われるかどうかのガイダンスを示していません。これにより、2012年のギリシャ国債（GGB）のリストラクチャリングに関する注目すべき事例を含め、解釈上の疑問が生じる可能性があります。GGBの事例については、IFRS解釈指針委員会（IFRIC）に付託されており、正式な解釈指針の公表は控えられているものの、認識の中止がこの場合には適しているという見解を表明しています。

IFRICはその論拠を示すにあたり、このテーマに関する具体的なIFRS基準がない場合には、企業は、自身の判断を用いて、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って会計方針を作成すると言及しました。IAS第8号の第11項では、適切な会計方針を決定する際には、類似の事項や関連する事項を扱っているIFRSの要求事項について最初に検討することを要求しています。したがって、GGBの条件変更が明らかに大幅なものであったことを考えると、資産保有者は、負債サイドにおけるガイダンスを類推適用することによって、認識の中止に係る事象としてGGBを取り扱わなければなりません。

予想信用損失

2014年7月に、IASBは、予想信用損失の認識に関する詳細なガイダンスを含む、IFRS第9号の減損に関する要求事項を公表しました。当該要求事項により、FVTPLで会計処理されない負債性金融資産を保有しているか、又は信用供与のコミットメントを発行しているすべての企業が影響を受けます。

これらの要求事項を公表するにあたり、IASBの目的は、2007年と2008年の金融危機の間に会計分野における主要な弱点であると指摘された事項(すなわち、信用損失の認識の遅れ)を是正することです。IAS第39号における「発生損失」モデルは、信用損失の認識を信用損失事象の客観的証拠が識別されるまで遅らせるものでした。さらに、IAS第39号は、類似した資産の減損に対して、分類により異なる測定値を要求する点も批判されていました。

IFRS第9号における減損の要求事項は、予想信用損失を認識するために将来予測的な情報を使用しています。また、IAS第39号とは異なり、損失評価引当金の金額は、償却原価又はFVTOCIかの資産分類による影響を受けません。

信用損失の認識は、企業が最初に信用損失事象を識別することに依拠しないことになります。その代わりに、企業は、信用リスクの評価及び予想信用損失の測定の際に、次の事項を含め、より広い範囲な情報を考慮しなければなりません：

- ・ 過去の事象(類似の金融商品についての過去に損失の実績など)
- ・ 現在の状況
- ・ 当該金融商品に係る将来のキャッシュ・フローの予想される回収可能性に影響を与える合理的で裏付け可能な予測

IFRS第9号における減損の要求事項の範囲に含まれる商品：

- ・ 償却原価で測定される貸付金及び他の負債性金融資産
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される貸付金及び他の負債性金融資産
- ・ 営業債権
- ・ IAS第17号「リース」において会計処理されるリース債権
- ・ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」において認識、測定される契約資産
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定されない(発行者に対する)ローン・コミットメント及び一部の金融保証契約

実務上の留意点ーローン・コミットメント及び金融保証

IAS第39号では、一部のローン・コミットメント(例えば、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント)はFVTPLの測定区分に分類されます。他のものについては、IAS第39号の適用範囲に含まれず、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って測定されます。IFRS第9号では、IAS第37号において会計処理されている発行されたローン・コミットメントは、新たな予想損失の要求事項の範囲に含まれます。発行された市場金利を下回る金利でのローン・コミットメントは、予想損失額及び当初の公正価値から償却額を差し引いた額のうち、高い方で測定されます。

また、金融保証契約についても、発行者は、IFRS第9号における予想損失の要求事項を適用します。ただし、IFRS第4号「保険契約」の下で保険契約としてこれまで会計処理されており、企業が引き続きその会計処理を選択する場合を除きます。この選択は、取消不能で、デリバティブ自体がIFRS第4号の範囲に含まれる契約ではない場合には、組込デリバティブに対して適用することはできません。

貸付金及び他のオンバランスシート項目と同じ信用リスク管理アプローチ及び情報システムを用いて、オフバランスシートのローン・コミットメント及び金融保証契約を管理する金融機関については、これにより単純化がもたらされると考えられます。こうした種類の商品を発行している他の機関にとっては、新たな要求事項により大幅な変更が生じる可能性があり、財務報告目的上、システムやモニタリング・プロセスの調整が必要となります。

こうした将来予測的なアプローチを適用する際には、次の項目の間で区分を行います：

- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は信用リスクが低い金融商品
- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化しており、信用リスクが低くはない金融商品

これら2つの区分のうち初めの項目については「12か月の予想信用損失」を認識し、後の項目については「全期間の予想信用損失」を認識します。

信用度が当初認識以降に著しく悪化しており、信用リスクが「低い」とはいえない場合には、その金融資産は12か月の予想信用損失区分から全期間の予想信用損失区分へと移行します。したがって、12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失との「境界線」は、報告日現在の信用リスクの変動及びリスクの絶対値レベルの両方に基づいて判定されます。

「12か月の予想信用損失」とは？

- ・12か月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失の一部である
- ・これは、今後12か月間にその金融商品に生じる債務不履行の発生確率に、当該債務不履行により発生するであろう全期間の予想信用損失の金額を乗じることにより計算する
- ・これは、今後12か月間において予想されるキャッシュ不足額ではない。また、今後12か月間に実際に債務不履行が発生すると予想される金融商品から生じる信用損失でもない

また、このモデルには第3の段階があります。減損の客観的証拠がある金融資産については、金利収益は損失評価引当金を控除後の償却原価に基づいて計算されます（本段階は、基本的に、IAS第39号で使用される発生損失モデルと同じです）。

企業は、自社の現在のリスク管理システムを、これらの要求事項を適用する際の基礎として使用できるでしょう。

「全期間の予想信用損失」とは？

- ・全期間の予想信用損失は、金融商品の存続期間中のあらゆる時点での債務不履行の可能性を考慮した、契約上のキャッシュ・フローの予想される不足額である

段階 1：稼働

段階 2：低稼働

段階 3：不稼働

3段階プロセス

本3段階プロセスは、金融商品の信用度の悪化の一般的なパターンを反映するものです。詳細を以下に説明します。

この3段階モデルは対称的に構成されています。つまり、信用度の著しい悪化の生じた金融資産についてその後信用度が回復したか、あるいは信用リスクの絶対値が低くなった場合には、当該金融資産は段階2又は段階3（全期間の予想信用損失区分）から段階1（12か月の予想信用損失区分）に分類が戻されます。

信用度の悪化

段階 1 — 稼働

- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は報告日現在で信用リスクが低い金融商品
- ・12か月の予想信用損失を認識する
- ・金利収益は当該資産の総額での帳簿価額について計算する

段階 2 — 低稼働

- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化している（報告日現在で信用リスクが低い場合は除く）が、信用損失事象の客観的証拠がない金融商品
- ・全期間の予想信用損失を認識する
- ・金利収益は当該資産の総額での帳簿価額について計算する

段階 3 — 不稼働

- ・報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産
- ・全期間の予想信用損失を認識する
- ・金利収益を純額での帳簿価額について計算する（すなわち、予想信用損失について減額する）

信用リスク＝低い

信用リスク＞低い

一般モデルに対する例外

上記の一般減損モデルに対して2つの例外があります：

- ・ 購入又は組成した信用減損金融資産についての具体的なアプローチ
- ・ 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ

これらの例外について以下で説明します。

購入又は組成した信用減損金融資産

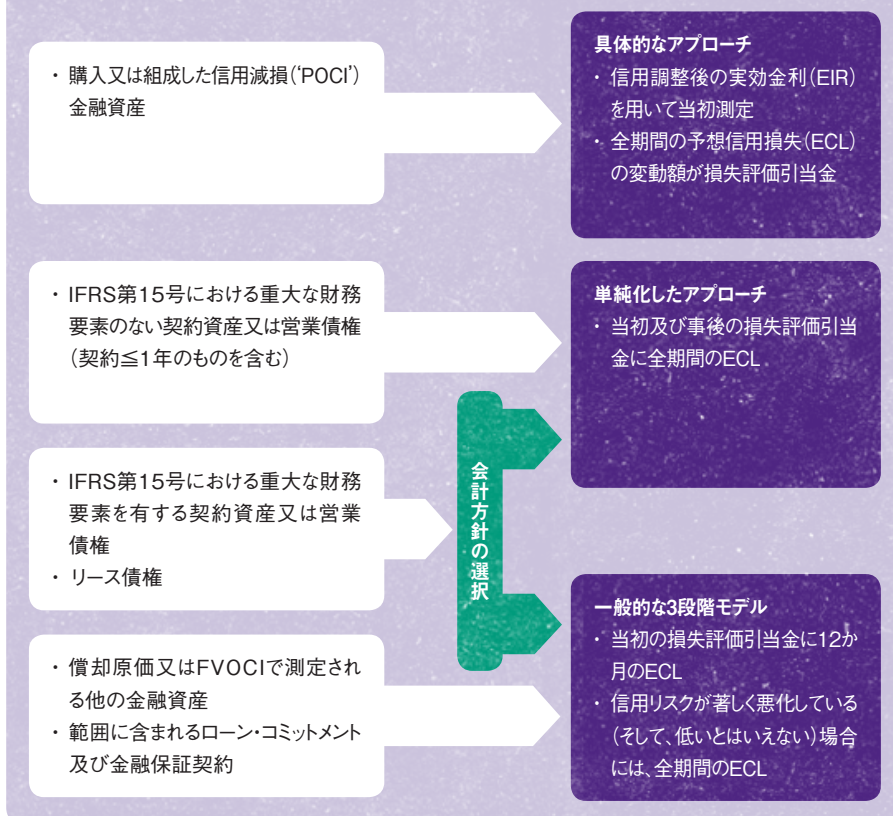
IFRS第9号には、購入又は組成した信用減損金融資産についての具体的なアプローチが含まれており、これは金融資産の一般モデルとは異なります。

この具体的なアプローチでは、企業は、信用調整後の実効金利を当該金融資産の償却原価に当初認識時から適用する必要があります。したがって、企業は、全期間の予想信用損失の当初認識以降の変動累計額を損失評価引当金として認識します。全期間の予想信用損失の変動額については、減損利得又は損失として純損益に認識します。

営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ

IFRS第9号における減損の要求事項を開発中、営業債権やリース債権といった金融商品については、12か月の予想信用損失又は全期間の予想信用損失のどちらで認識するかを決定するプロセスは正当化されないということが懸念されていました。

一般的な3段階モデルに対する例外



その結果、IASBは、次の単純化を最終的な要求事項に含めました：

- ・ 重大な財務要素を含まない1年以内の営業債権及び契約債権については、企業は損失評価引当金を常に全期間の予想信用損失と同額で認識しなければならない。
- ・ 重大な財務要素を含む営業債権及び契約債権 (IFRS第15号に従う) については、企業は損失評価引当金を常に全期間の予想信用損失と同額で認識する選択が認められる。

- ・ IAS第17号の範囲に含まれるリース債権については、企業は同様に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する会計方針の選択が認められる。

この会計方針の選択は、重大な財務要素を有する営業債権、リース債権及び重大な財務要素を有する契約資産に対して独立に適用されます。

信用リスクの著しい増大についての判定

IFRS第9号は、企業に、各報告日において金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価することを要求しています。

この評価を行う際には、企業は、金融商品の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスクの変動を使用しなければならず、報告日現在の債務不履行の発生リスクと当初認識日の債務不履行の発生リスクとの比較を行います。この際、企業は、過大なコスト又は労力なしに利用可能で、信用リスクが当初認識以降に著しく増大している兆候となる、合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければなりません。企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な調査を行う必要はありません。

金融商品が報告日時点で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクは当初認識以降に著しく増大していないとみなすことができます。

期日経過の過去情報の使用

信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかの判定に関して、企業は、合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が過大なコスト又は労力なしに利用可能である場合には、その情報を用いなければなりません。しかし、そうした情報が過大なコスト又は労力なしに利用可能でない場合には、企業は期日経過の情報を使用して、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを判定することができます。

支払の期日経過が30日超の反証可能な推定

企業が信用リスクの著しい増大を評価している方法を問わず、契約上の支払の期日経過が30日超となっている場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していると

実務上の留意点—「債務不履行」とは？

債務不履行の確率(PD)及び債務不履行の場合の損失(LGD)は、IFRS第9号における主要な概念ですが、用語「債務不履行」については実際には定義されていません。代わりに、企業が、独自に定義を行います。しかし、IFRS第9号は、企業が債務不履行を定義する方法についてのガイダンスを示しています。

本基準では、企業は、債務不履行を定義する際に、関連のある金融商品について内部での信用リスク管理目的で使用している定義と整合した債務不履行の定義を適用し、適切な場合には、定性的指標(例えば、財務制限条項)を考慮しなければならないとしています。しかし、金融資産の期日経過が90日を超えた後では債務不履行は発生しないという反証可能な推定があります。ただし、企業が合理的で裏付け可能な情報を有しており、もっと遅い債務不履行の要件がより適しているということが証明される場合は除きます。

実務上の留意点—金融商品の信用リスクが低い場合とは？

IFRS第9号の目的上、金融商品に係る信用リスクは、次の事項に該当する場合には低いとみなされます：

- ・ 金融商品の債務不履行のリスクが低い
- ・ 借手が、短期的に、自らの契約上のキャッシュ・フローの義務を果たす強力な能力を有している
- ・ 長期的に見て、経済や事業状況の不利な変化により、借手が、自らの契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力が低下する可能性がある(ただし、必ずしもそうなるとは限らない)

金融商品の信用リスクが低いかどうかを判定するにあたり、企業は、グローバルに認知されている低い信用リスクの定義と整合しており、評価されている金融商品に係るリスク及び種類を考慮した内部的な信用リスク格付け又は他の方法を使用することができます。「投資適格」の外部格付けは、信用リスクが低いとみなされる可能性のある金融商品の一例です。

実務上の留意点—集会的又は個別に評価

対象となる金融商品の内容及び利用可能な信用リスクの情報によっては、企業は、金融商品が期日経過となる前に個々の金融商品に係る信用リスクの著しい変動を識別できない場合があります。そのため、信用リスクが著しく増大している場合に全期間の予想信用損失を認識するという目的を達成するために、信用リスクの著しい増大についての評価を集会的に行うことが必要となることも考えられます。

いう反証可能な推定があります。この推定は反証が可能ですが、報告企業が、契約上の支払の期日経過が30日超であっても金融商品についての著しい信用リスクの増大を表してないことを表わす、合理的で裏付け可能な情報が利用可能である場合に限ります。例えば、過去の証拠により、債務不履行の発生リスクの著しい増大と支払の期日経過が30日超である金融資産との間に相関がないことが証明されるが、支払の期日経

過が仮に45日超であるとした時に、そうした相関が識別される場合です。

この推定は、企業が、契約上の支払の期日経過が30日超となる前に信用リスクが著しく増大していると判断した場合には適用されないことに留意して下さい。

信用リスクの著しい増大についての評価

次の表は、信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定する際に使用しうると考えられるデータについて、いくつかの例を示しています。

信用リスクが低い場合には、信用リスクは著しく増大していないと仮定する

*期日経過が30日超の場合には、信用リスクが著しく増大しているという反証可能な推定がある

過大なコスト又は労力なしに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮する

考えるデータの例

内部的なデータ

- ・ 著しい変化:
 - 内部的な価格指標
 - その他の金利又は条件の変更
- ・ 内部的な信用格付け又は行動スコアの実際の又は予想される引下げ
- ・ 貸付金の文書化の予想される変化又は予想される契約違反
- ・ 期日経過の情報(上記の説明を参照のこと)

借手に固有の外部データ

- ・ 著しい変化
 - 信用スプレッド
 - クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の価格
 - 公正価値が原価を下回っている期間の長さ
 - 他の市場情報
- ・ 外部信用格付けの実際の又は予想される引下げ
- ・ 借手の他の商品の信用リスクの増大
- ・ 借手の財務業績の実際の又は予想される悪化

幅広い外部データ

- ・ 借手の次の項目の(実際の又は予想される)不利な変化
 - 財務業績
 - 事業、財務又は経済の状況
 - 規制環境、経済環境又は技術環境
- ・ 次のいずれかの価値又は質の不利な変化
 - 裏付けとなっている担保
 - 株主の保証又は財政支援

*前のページの説明をご覧下さい。

予想信用損失の測定

IFRS第9号では、予想信用損失は、金融商品の予想存続期間にわたって信用損失を確率加重した見積り(すなわち、すべてのキャッシュ不足額の現在価値)です。

企業は、予想信用損失を測定する際に、IFRS第9号の原則に整合する場合には、実務上の便法を使用することができます。実務上の便法の一例は、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いた計算です。

実務上の留意点—確率加重した結果

IFRS第9号では、予想信用損失の見積りが、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額を反映することを要求しています。

この場合、予想信用損失を見積る目的は、最悪のケースのシナリオを見積ることでも、最善のケースのシナリオを見積ることでもありません。しかし、予想信用損失の見積りは、たとえ最も可能性の高い結果が信用損失なしである場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性を常に反映しなければなりません。

実務上の留意点—FVTOCIで測定される金融資産に係る損失評価引当金

注目すべきは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される(FVTOCI)負債性金融資産は、予想信用損失の有無を問わず、財政状態計算書上で引き続き公正価値で測定されるということです。純損益に報告される情報は、償却原価で測定される金融資産に関する情報と同じです。しかし、当該金融商品に係る損失評価引当金については、その帳簿価額を減額せずに、代わりに、その他の包括利益(OCI)に認識します。こうしたOCIの累計額は、資産の認識の中止時に純損益に振り替えられます。

ヘッジ会計

2013年11月に、IASBはIFRS第9号「ヘッジ会計」の第6章を公表しました。

IAS第39号のヘッジ会計の要求事項は、企業がヘッジ会計を使用できなくなるか、又は場合によっては使用を先延ばしにする複雑な規定が含まれていることについて激しい批判を招いていました。例えば、ヘッジ有効性は予想と結果の両方において判定され、80%から125%の範囲内にある「数値基準」がヘッジの適格的な有効性を定量的に評価するにあたって使用されていました。当該範囲を超えた場合には、ヘッジ会計は中止されることになり、純損益のボラティリティにつながります。

こうした複雑性は、ヘッジ会計の要求事項がIAS第39号の通常の要求事項に対する例外として扱われていたという事実にも表れています。しかし、ヘッジ会計は企業の実際リスク管理活動を適切に反映しておらず、そのため、財務諸表の有用性が低下することについても認識されていました。IFRS第9号の新たな要求事項は、ヘッジ会計を企業のリスク管理活動により密接に合わせることで、これらの問題のいくつかに対処しています。

- ・ ヘッジ対象項目とヘッジ手段項目の両方の適格性を拡大させる
- ・ ヘッジ有効性の評価に関して、より原則主義的なアプローチを導入する

特徴	主要なポイント
基準の目的	・ 会計の観点から、ヘッジ会計を、その基礎となる企業のリスク管理活動により整合させる
主な変更	・ 以下の領域におけるヘッジ対象の適格性が拡大した: - リスク要素 - ヘッジ対象項目のグループ及び純額ポジション - デリバティブを含む項目 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品 ・ ヘッジ手段の適格性の拡大と、ボラティリティの低下 ・ ヘッジ会計の適格性に関する要件及びヘッジ非有効部分の測定に関する要件が改訂された - ヘッジ有効性を適格的に測定する80%から125%という定量的評価は廃止された - これに対し、IFRS第9号では、ヘッジ関係は次の要件をすべて満たしていなければならないとされた: 1) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること 2) 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと 3) ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じるものと同じであること ・ ヘッジ関係のバランス再調整という新たな概念が導入された ・ ヘッジ会計を中止することを制限する新たな要求事項が追加された

結果として、新しい要求事項は、純損益のボラティリティを低減するのに役立ちます。しかし、新しい要求事項に関して高められた柔軟性は、企業が任意にヘッジ会計を中止することを認められないこと、及び拡充した開示を要求されることによって部分的に相殺されます。

このようなさまざまな変更が行われる中、一部の重要な領域についてはIAS第39号の従来の要求事項から変更されていないことを忘れがちです。その中には次の事項が含まれます：

- ・ ヘッジ会計の適用は引き続き任意であること
- ・ 3種類のヘッジ会計(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資ヘッジ)は維持されていること
- ・ ヘッジ関係の公式な指定と文書化が要求されること
- ・ 非有効部分を測定し、純損益に含める必要があること
- ・ ヘッジ会計は遡及適用できないこと

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームは、IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項に関してIFRSニュース特別号を公表しました。本特別号では、新しい要求事項の主要な特徴をご紹介します、それらが実際に企業にどのような影響を与える可能性があるのか読者の皆様に十分ご理解いただけるよう説明を行っています。

本刊行物の入手については、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



実務上の留意点ーヘッジ会計及びリスク管理

IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項により、多くの企業が自社の実際のリスク管理活動をヘッジ会計に反映させやすくなり、そのため、純損益のボラティリティが低下します。特に、金融機関は、IFRS第9号におけるより原則主義的なアプローチでのヘッジ会計の適用を求められる可能性があります。

この欄にご注目ーマクロヘッジ

IFRS第9号が完成しましたが、IASBは、金融商品の会計処理に係る他のいくつかの領域に引き続き取り組んでいます。IASBは2014年4月に、「動的リスク管理の会計処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」と題するディスカッション・ペーパーを公表しました。

本ディスカッション・ペーパーの公表は、多くの金融機関及び他の企業が、金利リスクなどのリスクを、個別の契約ベースではなく、ポートフォリオのベースで動的に管理しているという事実を反映しています。こうした企業が直面するリスクは時とともに変化し、リスクを管理するアプローチもまた同様であるため、動的リスク管理は連続的なプロセスといえます。

そうしたヘッジを採用する企業は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間には通常1対1の指定が必要とされるため、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することは困難であると考えました。したがって、本ディスカッション・ペーパーでは、マクロヘッジとも呼ばれる企業の動的リスク管理活動をより適切に財務諸表に反映させるために考え得るアプローチを検討しています。

開示

開示要求はIFRS第9号自体には含まれておらず、IFRS第7号「金融商品：開示」に含まれています：

IFRS第9号では、IFRS第7号を広範囲にわたって修正し、IFRS第9号の次の項目に関して新たな開示要求を導入しています：

- ・ 新たな分類カテゴリー
- ・ 自己の信用リスクに関する取扱い
- ・ 3つの段階の減損モデル

- ・ 新たなヘッジ会計の要求事項
- ・ 経過措置

これらの開示要求を正確に理解するために、IFRS第7号そのものを参照する必要があります。しかし、以下の本文では、減損及びヘッジ会計に関するより

重要な新しい要求事項のいくつかについて簡単に説明しています。

減損の開示

IFRS第7号は、広範な定性的開示及び定量的開示の両方の要求事項を含めるために修正されました。重要な開示には、次の事項が含まれます：

定性的開示

- ・ 予想信用損失を見積るために用いたインプット、仮定及び技法（及び技法の変更）
- ・ 「信用リスクの著しい増大」及び報告企業の「債務不履行」の定義を決定するために用いたインプット、仮定及び技法
- ・ 「信用減損」資産を判定するために用いたインプット、仮定及び技法
- ・ 直接償却の方針、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関する方針
- ・ 保証として保有している担保及び他の信用補完の定性的な説明

定量的開示

- ・ 変化の主要な決定要因を示す損失評価引当金勘定の調整表
- ・ 変化の主要な決定要因を示す総額での帳簿価額についての説明
- ・ 信用リスク格付け又は延滞ごとの総額での帳簿価額
- ・ 直接償却、回収及び条件変更
- ・ 信用減損資産について保証として保有している担保及び他の信用補完に関する定量的情報

ヘッジ会計の開示

IFRS第9号では、IFRS第7号を修正し、広範な新しい開示要求を導入することにより、新たな要求事項において増大した柔軟性とのバランスをある程度取っています。こうした変更を受けて、ヘッジ会計の影響に関する開示要求はすべて、財務諸表において単一の包括的な注記に開示することになります。これは、IAS第39号のヘッジ会計の開示は、財務諸表のさまざまな箇所にはばらばらに示されていることにより、有用ではないという財務諸表の利用者が示した懸念に対処するものです。包括的なヘッジ会計の注記では次の事項を取り上げます：

- ・ 企業のリスク管理戦略及びそれをどのようにリスク管理に適用しているか
- ・ 企業のヘッジ活動が、将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるか
- ・ ヘッジ会計が基本財務諸表に与えた影響

さらに、動的な戦略及び信用リスクのヘッジについての具体的な開示も含まれます。

新基準で要求される開示を行う際に、企業は、次の事項を決定するために判断を用いる必要があります：

- ・ どの程度の詳細さで開示を行うか
- ・ 開示要求の異なる側面にどの程度の重点を置くか
- ・ 集約又は分解の適切なレベル
- ・ 開示する定量的情報を評価するために財務諸表の利用者が追加的な情報を必要とするかどうか

発効日及び経過措置

強制発効日

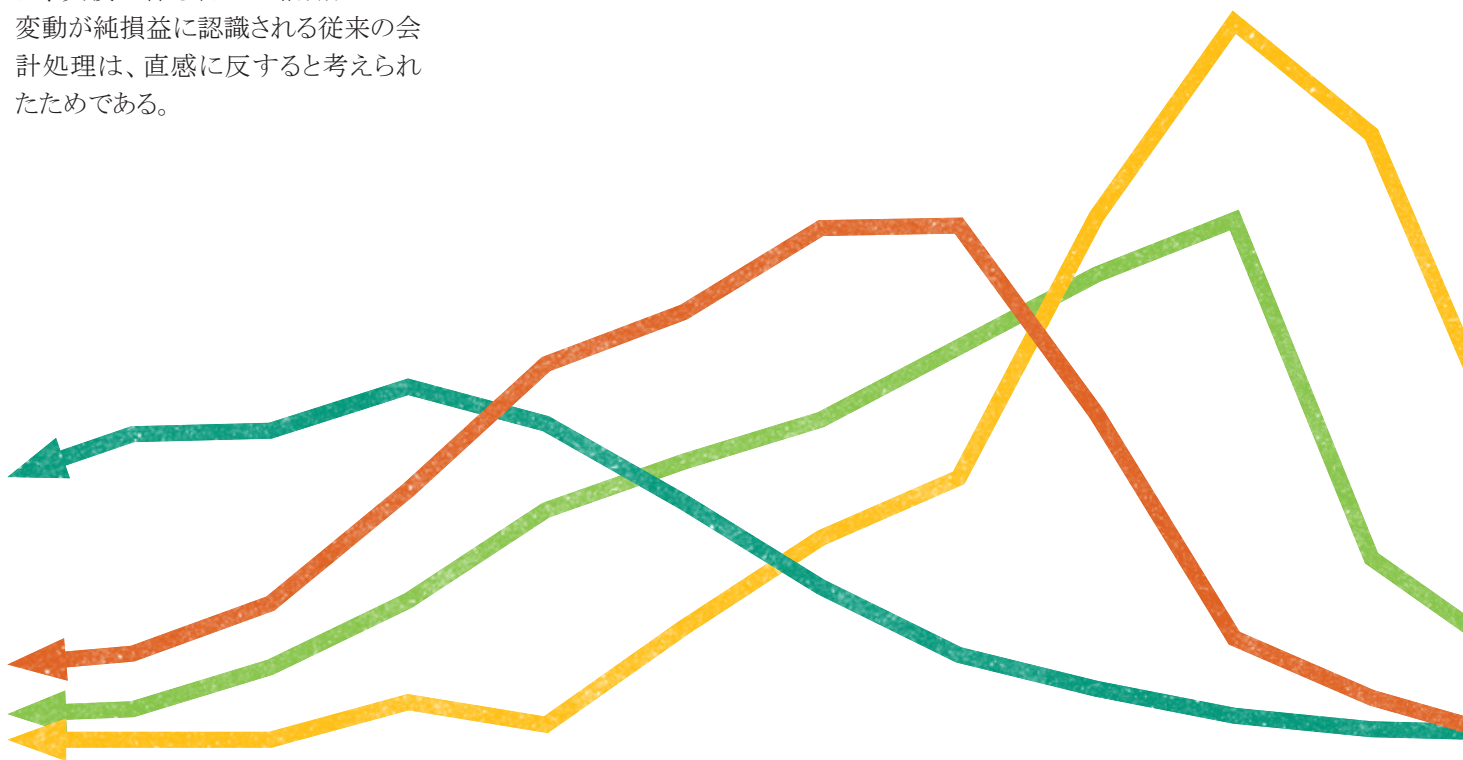
IFRS第9号(2014年)は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。

早期適用

早期適用は認められます。ただし、本基準の要求事項のすべてを同時に適用しなければなりません。しかし、この「絶対的な」要求事項には2つの例外が設けられています。

- ・ 企業が自己の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値変動を表示することを認める要求事項(本刊行物の先のページをご覧ください)は、単独で早期に適用することができる。これは、負債に係る自己の信用リスクの変動が純損益に認識される従来の会計処理は、直感に反すると考えられたためである。

- ・ 企業が最初にIFRS第9号(2014年)を適用する際に、新しいモデルに代えて、IAS第39号のヘッジ会計の要求事項を引き続き適用することを会計方針として選択できる。この意図は、企業が、移行する前にIASBのマクロヘッジに関するプロジェクトの完了を待つことを可能にし、それによって、企業のヘッジ会計の実務における連続的な変更を避けることにある。



移行

ヘッジ会計の要求事項を除き、IFRS第9号への移行は主に遡及して行います。しかし、完全な遡及的アプローチは極めて複雑であり、実際的ではない可能性もあります。そのため、IFRS第9号は、さまざまな詳細な免除規定及び簡素化を導入しています。以下の表は、主要な経過措置の概要を説明しています。ただし、より正確に理解するために、基準そのものを参照する必要があります。

特徴	主要なポイント
分類及び測定	- 分類は適用開始日に決定し、特定の移行上の救済措置に従いつつ、遡及適用される。事業モデルの評価は、適用開始日の事実及び状況に基づいて行う。 - 経過措置は、次の事項を含め、多数の特定の状況を対象としている。 - 変更された貨幣の時間価値の要素を評価することが適用開始日に実務上不可能である場合 - 企業が期限前償還の要素の公正価値が重要でなかったかどうかを評価することが適用開始日に実務上不可能である場合 - 公正価値を従前に測定していなかった場合に公正価値で混合契約を測定する場合 - 会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減するために、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定する場合 - 持分投資に対する投資を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定する場合 - 金融資産又は金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとしていた従来の指定を取り消す場合 - 実効金利法の遡及適用が実務上不可能である場合 - 資本性金融商品に対する投資(又はそれに関連があるデリバティブ)に活発な市場での相場価格がないため、従前は原価で会計処理していた場合 - 自己の信用リスク - 企業は、過去の期間を修正再表示する必要はないが、後知恵の使用なしに可能であり、かつ、その場合にのみ、そうすることができる。過去の期間について修正再表示をしない場合には、企業は、帳簿価額における差額はすべて、適用開始日を含む事業年度の期首において期首利益剰余金に認識する。 - 期中財務報告書について、企業は、実務上不可能な場合には、本基準の要求事項を適用開始日よりも前の期中報告期間に適用する必要はない。
減損	- 減損の要求事項は、一部の例外を除き遡及適用する。 - 適用開始日に、企業は、過大なコスト又は労力なしで利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用い、金融商品を当初認識した日の信用リスクを判定し、それを適用開始日の信用リスクと比較しなければならない。 - 適用開始日に、当初認識以降に金融商品の信用リスクの著しい増大が生じているかどうかを判定するために過大なコスト又は労力を要する場合には、当該金融商品の認識を中止するまで、全期間の予想信用損失を認識する(ただし、当該金融商品の信用リスクが低い場合は除く)。
ヘッジ会計	- ヘッジ会計の要求事項は、次の特定の領域に適用される例外を除き、将来に向かって適用される。 - オプションの時間価値の会計処理 - 先渡契約の金利要素の会計処理(予想的な会計処理に対する任意の例外) - 法令又は規制の結果として清算機関に変更が生じたことによるヘッジ手段の契約更改 - ヘッジ会計をヘッジ会計の要求事項の適用開始日から適用するために、適格要件を当該日にすべて満たさなければならない。 - IAS第39号に従ってヘッジ会計に適格であったヘッジ関係で、IFRS第9号に従ってもやはりヘッジ会計に適格である(移行時のバランス再調整を考慮に入れた後に)ものは、継続しているヘッジ関係とみなされる。 - 企業が最初にIFRS第9号を適用する際に、IAS第39号のヘッジ会計の要求事項を引き続き適用することを選択できる。これは、IASBのマクロヘッジに関するプロジェクトが完了するまで認められる(本刊行物で先に述べた箇所を参照のこと)。

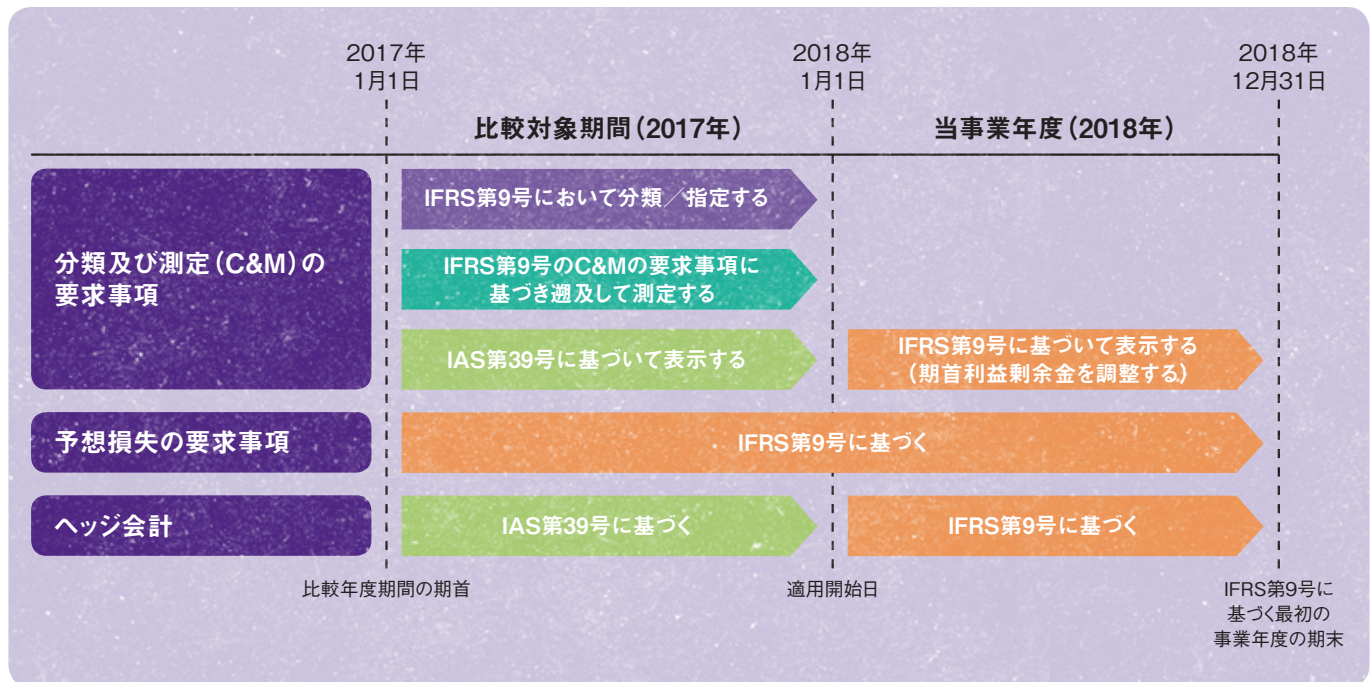
実務上の留意点—適用開始日

適用開始日はIFRS第9号への移行において重要な日となります。本基準では、こうした日付の選択についていくらかの柔軟性を与えており、企業が最初にIFRS第9号を適用する日であり、本基準公表後の報告期間の期首でなければならないということだけ述べられています。したがって、当該日付は、年次又は期中報告期間のいずれかの期首となりえると思われます。

本基準は段階的に公表されているため、IFRS第9号を適用する際に企業が選択したアプローチによって、複数の適用開始日が存在する可能性があります(本刊行物の先のページをご覧ください)。

以下の図は、企業の移行プロセスをハイレベルで要約しています：

- ・ 2018年12月31日に終了する事業年度にIFRS第9号を初めて適用する
- ・ 適用開始日を2018年1月1日と決定する
- ・ 比較情報を修正再表示しないことを選択する(あるいはその資格がない)



本基準の従前のバージョンを適用している企業

企業がIFRS第9号(2009年)、IFRS第9号(2010年)又はIFRS第9号(2013年)を早期適用している場合には、IFRS第9号の経過措置を該当する適用開始日に適用する必要があります。本基準の後の版の採用時に経過措置を再度適用することはできません。

しかし、IFRS第9号(2014年)が、本基準の分類及び測定の要求事項を変更したことにより、一般の規定に対して一部の限定的な修正を行うことが必要となっています。その修正とは：

- ・ 企業は、純損益を通じて公正価値で測定するものとした従来の金融資産又は金融負債の定義について、その指定が本基準の従前の版の要求事項の下で会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減するために行われていたが、IFRS第9号(2014年)が行った変更を受け、そのケースに該当しなくなった場合には、当該定義を取り消さなければならない。
- ・ 企業は、本基準の従前の版の下ではそのケースに該当しなかったが、IFRS

第9号(2014年)の公表後、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減する場合は、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものと指定することができる。

該当する場合、これらの調整は、IFRS第9号(2014年)の適用開始日に存在している事実及び状況に基づいて行い、遡及適用しなければなりません。

本基準の従前のバージョンの廃止

IFRS第9号(2014年)は、IFRS第9号(2009年)、IFRS第9号(2010年)及びIFRS第9号(2013年)を置き換えています。しかし、2018年1月1日より前に開始する事業年度について、企業は、その該当する適用開始日が2015年2月1日より前である場合には、IFRS第9号(2014年)の適用に代えて、本基準の従前のバージョンを適用することを選択できます。

IFRS第9号の早期適用の長所と短所

長所

- ・ 会計処理を、金融資産の管理に関する企業の事業モデルに整合させやすくなる
- ・ 当初適用時に金融資産を分類変更する(一度限りの)機会が与えられる(すべての要件は満たしていると仮定する)
- ・ 減損の取扱いについて1つの規則のみを考慮すればよく、資本性金融商品に対する投資に関しては、個別の減損の評価(又は損失計上)は不要である
- ・ 資産である主契約に組込デリバティブを含む金融商品に関する会計処理及び評価が単純化される
- ・ ヘッジ会計を、企業のリスク管理活動により密接に合わせることができる
- ・ 金融負債を公正価値で測定することを選択した場合に、自己の信用リスクの変動に起因する直感に反する結果が生じるのを避けられる

短所

- ・ IAS第39号の適用範囲に含まれるすべての金融商品の分類を再評価し、システムの変更が必要となりうる
- ・ 金融商品を継続的に分類変更する能力は限られる
- ・ 本基準の3つの段階の減損モデルを導入するのに必要な情報を得るために、システムの変更を行う必要がある
- ・ ヘッジ会計を任意に中止できない

実務上の考察—新たな収益基準の影響

EUのIAS規則に準拠して報告している企業は、当該規則により承認されるまで、IFRS第9号を適用することはできません。対象となる事項に係る複雑で議論を呼ぶこともある性質及びEUの承認プロセスに対して行われている変更を勘案すると、相当な期間がかかると予想されます。EUは、これまでIFRS第9号の従前の版のいずれの承認についても検討せずに、最終版の公表を待つことが望ましいと決定していました

- ・ 本プロジェクトが段階的に完了したことによって、複雑な経過措置が設けられることになった



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.gti.org

© Grant Thornton Taiyo LLC

この刊行物は、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが作成したものを太陽有限責任監査法人が翻訳したもので、内容のご理解については原文もご参照下さい。

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。